

特許法	判決年月日	令和 7 年 9 月 8 日	担当部	知財高裁第 1 部
	事件番号	令和 6 年（行ケ）第 1 0 0 8 6 号		

○ 発明の名称を「車両誘導システム」とする特許発明について、分割出願違反を前提とした新規性欠如の無効理由を成り立たないとした原審決が取り消された事例

（事件類型）審決（無効・不成立）取消 （結論）審決取消

（関連条文）特許法 44 条 1 項、17 条の 2 第 3 項、29 条 1 項・2 項

（関連する権利番号等）特許第 6 1 5 9 8 4 5 号

（原判決）無効 2 0 2 2－8 0 0 0 8 3 号

判 決 要 旨

- 1 被告は、発明の名称を「車両誘導システム」とする特許第 6 1 5 9 8 4 5 号（本件特許）に係る特許権者である。本件特許は、最初の原出願から数次の分割特許出願（分割出願）がされ、本件特許に係る分割出願は第 7 世代の分割出願であった。

原告は、本件特許につき無効審判請求をし、無効理由として、第 1 に、第 5 世代分割出願の分割要件違反を前提とする新規性欠如を主張し、第 2 に、進歩性欠如を主張した。特許庁は、本件審判の請求は成り立たない旨の本件審決をした。

原告は、本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した。

- 2 本判決は、要旨次の理由により、上記第 2 の無効理由に係る原告の主張には理由がないが、第 1 の無効理由に係る原告の主張には理由があるとして、本件審決を取り消した。

（1）進歩性欠如の無効理由について

主引用発明である甲 1 0 発明と、周知技術である E T C システムは、技術的思想や一連の具体的な処理の内容が異なっているから、当業者において、甲 1 0 発明に周知技術である E T C システムを適用して、相違点 1 に係る本件発明 1 の構成に容易に想到できたということはできない。

（2）分割要件違反を前提とする新規性欠如の無効理由について

第 4 世代当初明細書等には、車両誘導システムの発明において、① E T C を利用できない車両が E T C 車専用レーンに進入した場合に、当該車両を、分岐レーンを走行させて戻すという事項、及び、② 戻す対象となる車両は、E T C 車載器と路側アンテナとの無線通信が可能か否かにより判定するという事項が、必要不可欠な構成として記載されていると認められる。第 4 世代当初明細書等には、上記①及び②を必須の構成としない技術思想は、開示されていない。

他方、第 5 世代分割出願の特許請求の範囲に記載された各発明は、一般道路から有料道路のパーキングエリア若しくはサービスエリアに向かう入口側のレーンの途

中から分岐する一般道路に戻るレーン、又は有料道路のパーキングエリア若しくはサービスエリアから一般道に向かう出口側のレーンの途中から分岐するパーキングエリア若しくはサービスエリアに戻るレーンを設けた三叉路型レーンにおいて、分岐した先の左右２か所の遮断機の開閉に関して、判定手段を特定しないことで、ETCシステムの路側アンテナと車載器との間の無線通信の不能又は不可が発生しているかの判定を伴うことに限らない任意の基準・方法によって、遮断機的一方は閉じたままで他方が開いて、本レーンをそのまま走行するか、分岐レーンに進むかを誘導するという新たな技術的事項を導入するものであり、①分岐レーンを走行させて車両を戻す場合についての限定がなく、②戻す対象となる車両を判定する方法についての限定もないのであるから、これら２点の構成において、第４世代明細書等に記載された必須の構成を、無限定に上位概念化させていることとなる。

したがって、第５世代各発明は、第４世代当初明細書等の全ての記載を総合することにより導かれる技術的事項との関係で、新たな技術的事項を導入するものというべきであり、第５世代分割出願は、特許法４４条２項本文の適用を受けることができず、その出願日は、現実の出願日である平成２６年１２月２日となる。そうすると、第７世代の分割出願に当たる本件出願の出願日も、平成２６年１２月２日までしか遡及し得ないこととなる。

そして、平成２６年１２月２日より前に日本国内において頒布された甲９（最初の原出願の公開特許公報である特開２００６－７９５８０号公報）には、本件発明１及び２それぞれの構成を含む、有料道路料金所に設置された車両誘導システムの構成が記載されており、同じ構成の車両誘導システムをサービスエリア又はパーキングエリアに設置できることが記載されている。そうすると、本件各発明は、いずれも、甲９に記載された発明であって、特許法２９条１項３号の規定により特許を受けることができないものである。

以 上